

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住 所	建設業 許可番号	元請・下請 の区分
東昭建設株式会社	下妻市柳原 287-2	2-027681	－

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和 8 年 8 月 21 日 ～ 令和 8 年 10 月 20 日 (2 か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事等

4 事実概要

東昭建設(株)は、令和 8 年 6 月 11 日に常総工事事務所で実施された河川除草工事(08 県単河修第 08-61-250-0-008 号)の指名競争入札において落札者となったが、契約締結を辞退した。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成 7 年 6 月 1 日付け監第 184 号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第 2 第 15 号ウに該当する。

< 指名停止等措置要領別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ウ その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと知事が認めたとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
茨城県水戸市笠原町 978-6
電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)